



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 2 3 号 令和 5 年 9 月 1 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 9 9	令和 5 年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
4 0 0	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
4 0 1	同	同
4 0 2	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
4 0 3	同	同
4 0 4	同	同
4 0 5	同	同
4 0 6	令和 5 年度後期技能検定を実施する件	産業人材育成センター
4 0 7	皆伐面積の限度を公表する件	森林整備課
4 0 8	道路の区域を変更する件	道路整備課
4 0 9	同	同
4 1 0	道路の供用を開始する件	同
4 1 1	特定調達契約について一般競争入札に付する件	教育委員会

【公安委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
1 1	少年指導員を委嘱した件		

徳島県告示第三百九十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び
第一百八十条の規定により、令和五年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官
候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第二回	令和五年九月八日 （金曜日）まで	令和五年九月二十三日（土曜日） 同 二十四日（日曜日） 同 二十五日（月曜日）	筆記試験、口述試験、 適性検査、身体検査及 び経歴評定

備考

- 筆記試験及び適性検査については、令和五年九月二十日（水曜日）及び同月二十一日（木曜日）にインターネットを利用する方法により受験するものとする。
- 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第三回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和六年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第四百号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 株式会社アバンス

住 所 美馬郡つるぎ町貞光字小山北一―二―一

代表者 代表取締役社長 佐々木 良逸

2 工場又は事業場

名 称 株式会社アバンス 小山北工場

所在地 美馬郡つるぎ町貞光字小山北一―二―一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号二に規定する混合施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年九月一日から

令和五年九月二十二日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及びつるぎ町住宅環境課

徳島県告示第四百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号水に規定する廃ガス洗浄施設及び第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年九月一日から

令和五年九月二十二日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第四百二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計 一式（賃貸借）
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和五年七月二十八日
- 四 落札者の氏名及び住所
NTT・TCリース株式会社
東京都港区港南一丁目二番七〇号
- 五 落札金額
四十二万九千六百六十円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和五年六月九日

徳島県告示第四百三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県警察情報管理システム用サーバ 一式（賃貸借）
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県警察本部警務部会計課
徳島市万代町二丁目五番地一
- 三 落札者を決定した日
令和五年八月四日
- 四 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五番三号
- 五 落札金額
百六十二万六千九百円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和五年六月十六日

徳島県告示第四百四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県文化の森総合公園情報提供システムサーバ・ネットワーク機器 一式（賃貸借

）

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県立二十一世紀館

徳島市八万町向寺山

三 落札者を決定した日

令和五年八月九日

四 落札者の氏名及び住所

NX・TCリース&ファイナンス株式会社

東京都港区東新橋一丁目五番二号

五 落札金額

八十七万七千三十円（月額）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和五年六月十六日

徳島県告示第四百五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
行政事務用パソコン 千三百九十三台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和五年八月十日
- 四 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社
愛媛県今治市南大門町一丁目一番地の一五
- 五 落札金額
一億四千二十四万百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和五年六月三十日

徳島県告示第四百六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和五年度後期技能検
定を次のとおり実施する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

職 種		等 級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
			学 科	実 技		学 科	実 技
機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、ガラス施工		一級及び二級	令和六年一月二十一日（日曜日）	令和五年十二月四日（月曜日）から令和六年二月十一日（日曜日）までの間に、徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	特級 全職種 一万八千二百円
電気機器組立て、シーケンス制御、配管、型枠施工		三級		徳島県職業能力開発協会が別に指定する日			一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（二十五歳未満の者であって雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの（以下「二十五歳未満の被保険者」という。）が二級又は三級を受ける場合にあつては、六千百円） 和裁及び機械・プラント製図 一万三千三百円（二十五歳未満の被保険者が二級又は三級を受ける場合にあつては、四千三百円） その他の職種 一万八千
金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造		特級	令和六年一月二十八日（日曜日）				
自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図		一級及び二級					
バルコニー施工		単一等級					
造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図		三級					

空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築 大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送 施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上 げ	一級及 び二級	令和六年二月 四日（日曜日 ）			二百円（二十五歳未満の 被保険者が二級又は三級 を受ける場合にあつては 、九千二百円）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工 、かわらぶき、鉄筋施工	三級				三級（高等学校等の在校生 が受ける場合に限る。） 全職種 四千四百円（二 十五歳未満の被保険者が 受ける場合にあつては、 二千九百円）

二 受検申請書の提出期間

令和五年十月二日（月曜日）から同月十三日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月十三日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会で配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百四十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒（A列四番サイズ以上）を同封すること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八―六二―二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会（電話〇八八―六六三―二三一六）に問い合わせること。

徳島県告示第四百七号

令和五年十月二日から令和六年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	七二八・六三	五一・九四
吉野川中流	四七九・四五	九六・六二
貞光川	一三四・七一	二一・五二
穴吹川	二二二・七七	六七・三四
美馬北岸	一三〇・七〇	六〇・八二
板野	二八六・四六	二〇六・三七
鮎喰川	一四八・九六	四五・三二
勝浦川	三四九・〇四	一二・二八
那賀	一、五五九・三二	一一九・一七
那賀川下流	四三・五八	六・二一
日和佐川	一五一・七〇	九・一〇
海部川	六五〇・八六	五七・六六
計	四、八七六・一八	七五四・三五

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林整備課並びに徳島県東

部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

1 2		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
鳴門池田				板野郡上板町神宅字西金屋六三番三地先から同五八番一地先まで	板野郡上板町神宅字西金屋六三番三地先から同五九番三地先まで	旧	一一・九〇二六・四	八六・七
						新	一四・二丁三一・七	八六・七

徳島県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和五年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

294		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
北河内奥河内				海部郡美波町北河内字本村四八番地先から 同 西河内字大久保九三番二地先まで		旧	九・五〇・三	三八・〇
同				同		新	九・五〇・三	三八・〇

徳島県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和五年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
294	北河内奥河内	海部郡美波町北河内字本村四八番地先から 同 西河内字大久保 九三番一地先まで	三八・〇	令和五年九月一日

徳島県告示第四百十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス 八十九組
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和六年二月二十九日（木曜日）
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 入札説明書の交付を受けた者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）の提出期限までに2の（二）の提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことが

ある。

2 申請書の提出期限及び提出場所

(一) 提出期限

令和五年十月二日（月曜日）午後五時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話番号 〇八八―六二二―二〇六七）

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び契約条項についての問合せ先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局学校教育課キャリア・消費者教育担当

電話番号 〇八八―六二二―三三三五

ファクシミリ番号 〇八八―六二二―二八八二

電子メールアドレス gakkoikyoui.kuka@pref.tokushi.na.jp

2 入札説明書についての問合せ先

郵便番号 七七九―〇一〇八

板野郡板野町犬伏字東谷一番地七

徳島県立総合教育センターGIGAスクール推進課

電話番号 〇八八―六七二―五〇六四

ファクシミリ番号 〇八八―六七二―五一〇九

電子メールアドレス gi.gaschool.sui.shi.nka@at.tokushi.na-ed.jp

3 入札説明書の交付期間

令和五年九月一日（金曜日）から同月二十五日（月曜日）まで（徳島県の休日定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる休日を除く。）の午前九時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

4 入札説明書の交付方法

無料で配付する。なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を明記した電子メールを3の交付期間内に1の電子メールアドレスへ送付すること。

五 入札及び入札説明書についての問合せ方法等

入札説明書による。

六 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)の提出期限までに2の(二)の提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び提出方法

- (一) 提出期限
令和五年十月二日（月曜日）午後五時
- (二) 提出場所
郵便番号 七七九―〇一〇八
板野郡板野町犬伏字東谷一番地七
徳島県立総合教育センターGIGAスクール推進課
- (三) 提出方法
持参又は郵送（郵送による場合には、封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス応札仕様書等在中」と朱書きし、書留郵便にて、（一）の提出期限までに必着のこと。）

七 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
 - (一) 日時
令和五年十月十一日（水曜日）午前十一時
 - (二) 場所
板野郡板野町犬伏字東谷一番地七
徳島県立総合教育センター四階 プレゼンテーション室
 - (三) 入札書の提出方法
持参又は郵送（郵送による場合には、封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス入札書在中」と朱書きし、書留郵便にて、2の（一）の提出期間内に必着のこと。）
- 2 郵送による場合の入札書の提出期間及び宛先
 - (一) 提出期間
令和五年十月三日（火曜日）から同月十日（火曜日）午後五時まで
 - (二) 宛先
郵便番号 七七九―〇一〇八
板野郡板野町犬伏字東谷一番地七
徳島県立総合教育センターGIGAスクール推進課
- 3 入札方法

入札金額は、見積もった総価を記載すること。代金の見積りに当たっては、入札説明書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 4 入札保証金及び契約保証金
免除

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (一) 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は入札書を郵送提出する場合であつて封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス入札書在中」と朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) 入札書を郵送提出する場合の条件に違反した入札

(九) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。また、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局学校教育課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

詳細は、入札説明書等による。

九 Summary

1 Nature and Quantity

Project with electronic whiteboard function and Interface box 89 sets.

2 Period for the Submission of Bids

Hand delivered submissions: October 11th, 2023 by 11:00.

Submissions by mail: Must be delivered between October 3rd, 2023 and October 10th, 2023 by 17:00.

3 For further information, please send all enquiries to the following address:

School Education Division, Tokushima Prefectural Board of Education
1-1 Bandai-cho Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan

Email address: gakkoukyouiku@pref.tokushima.jp

徳島県公安委員会告示第 1 1 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 3 8 条第 1 項の規定により少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和 6 0 年国
家公安委員会規則第 2 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 5 年 9 月 1 日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
多 可 義 郎	徳島中央警察署生活安全課 電話 088-624-0110 (代表)	徳島市の 東富田，西富田，新町，昭和， 渭東，渭北，津田，八万，沖洲 地区
西 田 浩 造		
北 野 敏 之		
板 東 秀 夫		
犬 伏 賢 治		
福 井 康 之		
三 木 隆 司		
瀬 部 浩 史		
藤 田 誠 来	徳島名西警察署生活安全課 電話 088-632-0110 (代表)	徳島市の 佐古，加茂，加茂名 地区
辻 好 史		
遠 藤 恭 司		
傳 藤 一	徳島板野警察署生活安全課 電話 088-698-0110 (代表)	徳島市の 川内町，応神町 板野郡
賀 治 隆 志		
八 木 知 子	鳴門警察署生活安全課 電話 088-685-0110 (代表)	鳴門市の 撫養町
郡 正 志		
圃 山 登	小松島警察署生活安全課 電話 0885-32-0110 (代表)	小松島市の 中田町，小松島町，南小松島町， 松島町，横須町，赤石町，大林町
尾 山 功 一		
敦 賀 晋 平	阿南警察署生活安全課 電話 0884-22-0110 (代表)	阿南市の 富岡町
中 濱 朝 子		
橋 本 厚 利	阿波吉野川警察署生活安全課 電話 0883-25-6110 (代表)	吉野川市の 鴨島町
筒 井 克 彦		
大 泉 真 二 郎	三好警察署生活安全課 電話 0883-72-0110 (代表)	三好市の 池田町 三好郡の 東みよし町
木 下 満 広		

備考 活動区域欄の徳島市の地区とは、徳島市の地区の名称及び区域を定める規則（平
成 8 年徳島市規則第 1 号）第 2 条に規定する地区の名称及び区域とする。